

平成 26 年 6 月 10 日現在

機関番号：24402

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23500886

研究課題名(和文)子育て世帯に対する経済的支援策の国際比較研究：家計分析からのアプローチ

研究課題名(英文)A comparative family budget analysis of child benefit

研究代表者

所 道彦(TOKORO, MICHHIKO)

大阪市立大学・大学院生活科学研究科・教授

研究者番号：80326272

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円、(間接経費) 1,050,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、家計に焦点をあて、シミュレーションの手法を用いて、日本の子育て支援策の水準の推移を明らかにした。1990年代以降、子育て支援策について、日本では、ふたり親世帯に対する給付は、児童手当の拡充や子ども手当の導入などによって拡大していることが明らかとなった。これは、社会保障給付全体の削減を進めるイギリスとは対照的な展開である。また、本研究では、現地の研究者に対して調査を行い、その結果、イギリスなどでは、所得制限の強化やタックスクレジットの主流化などがみられるが、スウェーデンにおいては、依然として普遍主義的な原理が堅持されており、各国の支援策が多様化していく傾向が明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：This research aims to examine the value of child benefit packages by comparative analysis. First of all, this research has updated the comparative data analysis by model family method. As a result, it became clear that the value of the Japanese child benefit packages improved since the 2000s. Secondly, this research has tried to clarify the background of family policies in Britain and Sweden. It has become clear that the universalism is on the wane in Europe, while tax credit programmes are expanding in several nations including Britain. This general policy trends, however, has showed a sharp contrast to Sweden, where the universal principle has been untouched even after the economic crisis.

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：生活科学・生活科学一般

キーワード：社会保障 生活経済 国際比較

1. 研究開始当初の背景

リーマンショック後、先進国の多くでは、緊縮財政の方針から、児童・家族給付に対して大幅な見直しが行われている。イギリスでは、2010年登場した保守党・自由民主党の連立政権により、児童手当の改革が提案されており、普遍主義原則を放棄し、高額所得者に対する支給を廃止する改革が進められている。一方、日本では、民主党政権の下で2010年度から、児童手当制度の改革が行われ、普遍主義的手当である「子ども手当」が導入された。経済停滞下において、新しいプログラムを導入した点で、日本は例外的な存在であった。こういったトレンドを踏まえて、現在の子育て支援策の実質的な水準を測定する必要がある。

一方、子育て支援策の国際比較研究の現状を見ると、1990年代以降、児童手当など社会保障給付の比較研究が多様な形で展開されるようになってきた。単純に社会保障給付費に占める家族政策関連支出の総額の比較や、個々の手当の額面を比較する研究だけでなく、子育て世帯の家計に焦点を当て、仮想モデル家族を設定し、税、社会保険料、社会保障給付をパッケージとして処理し、子どものいない世帯の可処分所得との差を換算した上で国際比較を行う、いわば水平的再分配に焦点を当てた研究が重要な位置を占めるようになってきている(Bradshaw 他、2002)が、日本に焦点をあてたものは、近年発表されていない。

さらに、日本でも子どもの貧困問題についての社会的認知が進んでいる。特に、日本の子どもの貧困率の国際比較のデータの低位なことについて、近年、メディアでもよく引用されている。これまで、貧困の理解について餓えやホームレスなどのような、いわゆる絶対的貧困のイメージでしか貧困を捉えてこなかった日本においては、その現象自体が重要な意味を持っていると言える。子育て支

援策の国際比較は、これらの状況を理解する上で有益な研究となりうる。

2. 研究の目的

本研究は、わが国の子育て世帯に対する支援策に焦点を当て、その実質的な価値を家計の視点から測定し、国際比較を通じてその水準を相対的に明らかにすることを目的とする。リーマンショック後、日本をはじめ、イギリスなど他の先進国でも児童・家族給付を中心とする経済的支援策の改革が進行中であり、海外の最新の動向を踏まえて、日本の改革の状況を実証的に評価し、今後の子育て支援策のあり方を国内・海外に提言していきたい。

本研究では、まず、これまでの研究のデータを踏まえた上で、新しい政策動向を反映したデータのアップデートを行い、日本の子育て支援策の水準の推移を、国際比較を通じて明らかにすることを目的とする。また、各国の子育て支援策の背景を探り、今後の政策動向を予測することとした。

3. 研究の方法

(1) モデル家族を設定し、稼働収入、税、社会保険料、児童手当などの家族給付を換算し、得られた可処分所得をベースに、パッケージの価値を比較する方法(所 2012)によって、時系列のパッケージの比較を行った。これまでの先行研究のデータをベースとし、新規に2012年のデータを追加することとした。まず、比較対象国として、イギリスに焦点を当てて、リーマンショック後の影響を考察するとともに、日本の動向を相対的に把握することとした。

(2) 本研究では、3回の海外調査を行った。家計に焦点を当てたアプローチではあるが、その政策的な背景について理解を進めておく必要があるからである。現地の研究者に対

してヒアリング調査を行い、家計を取り巻く状況や政策動向についての知見を得ることとした。調査実施国は、イギリス（ヨーク大学、パーミンガム大学）とスウェーデン（ストックホルム大学）である。

4. 研究成果

(1) 子育て支援策の時系列比較

子育て支援策のパッケージの展開について、モデル家族別に換算したものが下記の表である。日本の場合、1990年代以降、児童扶養手当の削減などによって、ひとり親世帯（LP+1, LP+2）のパッケージの価値は下がる一方、ふたり親世帯（CP+2）に対する給付は、児童手当の拡充や子ども手当の導入などによって拡大しているなど、全体として子育て支援策のパッケージの価値は拡大する傾向にあることが明らかになった。

一方、イギリスでは、リーマンショック以降、社会保障給付の削減の影響が出てきていることが、今回の研究から明らかになった。

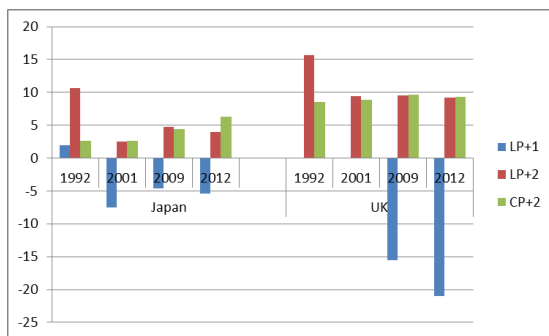


図1 子育て支援策のパッケージの時系列比較 出所：Bradshaw, J and Tokoro, M 2014 p.122

ただし、当時、他の先進国と同水準の給付となっていたが、わずか一年足らずで、子ども手当は見直しを余儀なくされ、現在は、以前の選別主義的児童手当が復活することとなった。なお、本研究申請時においては、短期間で複数回の政策変更は、予測されておらず、その影響については、今後さらなる検

討が必要となっている。

日本やイギリスなどの政策変更は潜在的に各国に大きな影響を与える可能性があり、普遍主義的給付の将来を見据えた研究が重要となっている。特に、日本では、現在、配偶者控除の改革をめぐっても議論が進められており、全体の水準とパッケージの構造を踏まえた比較研究が今後必要となる。

なお、今回の分析結果については、現地研究者との共同論文において、一部発表している（Bradshaw and Tokoro 2014）。

(2) 海外調査の成果

本研究における海外調査の直接の対象国は、イギリスとスウェーデンであったが、各研究機関ともヨーロッパの国際比較の研究者が在籍しており、ヨーロッパ全体の政策動向についての知見を得た

イギリスの連立政権が計画していた社会保障改革のうち、ユニバーサル・クレジットの導入は、ネットワークシステムの導入に関してトラブルが相次ぎ延期となった。次の総選挙までの時間的猶予がなく、完全実施は不透明な状況となっている。一方、連立政権誕生後、子育て支援策について、伝統的な家族に対する価値観に基づく政策の方向性が打ち出されようとしている兆候が確認できた。たとえば、税制改革が提案されており、配偶者控除が復活する可能性もあり、これに対して家族多様化の視点から批判が相次いでいる。専業主婦モデル世帯の位置づけと優遇措置については、日本の子育て支援策においても重要な論点であり、今後も注視していく必要があることが調査から明らかになった。

また、調査では、こういったイギリスでの家族政策に対するイギリス保守党の歴史的立場とその「現実路線」の継続性のコンテクストから、普遍主義的児童手当への所得制限を導入の意味を理解する必要があることも明らかになった。

さらに、社会保障改革においては住宅手当の制度変更の影響が出ている点に注目する必要がある。近年、イギリスでも、若年・子育て世帯が、住宅を購入できないような事態が続いており、購入できる層は、親からの援助によって、多額の頭金を用意できる層に限られるといった格差社会の相続問題がある。特に住宅手当の制度変更によって、転居を余儀なくされる人々がロンドン近郊を中心に多数でいることが問題となっている。近年の社会保障改革では、給付の削減対象から高齢者だけは除外される場合も多く、世代間の不公平問題がイギリスでも論じられている。人口構造が異なるために、日本と単純な比較はできないが、今後の重要な検討課題となっていることが、今回の調査研究から明らかとなった。

一方、スウェーデンは、経済危機後のヨーロッパの流れとは一線を画している。イギリスのように、普遍主義から選別主義への傾斜が進行し、また、現金給付からタックスクレジットなどへの転換に象徴されるような社会政策から財政政策へのシフトが、ヨーロッパ諸国のトレンドとなっているが、スウェーデンや他の北欧諸国は、これらの流れとは一線を画している。また、ドイツでは、2013年に総選挙の結果メルケル首相の続投が決まったところであったが、政党間の政策論争と政権交代によって社会政策の方向性が明確に左右されるイギリスやドイツと比較して、国民間に定着し、支持されているシステムを変更する政治的なリスクを、北欧各国の政府はとらない可能性が高い。今後、日本の政策形成のプロセスにも注目する必要があるだろう。

今回の調査からは、スウェーデン、イギリス、日本の普遍主義の位置や成立過程をもう一度、確認することの必要性が明らかになった。現在のスウェーデンの政策スタンスには、普遍主義的福祉システムが、社会に深く定着

しており、人的資源論、社会的投資としての福祉という考えが貫かれている点が背景としてあげられる。スウェーデンモデルの成立は、1970年代頃で、定着までに約20年必要だったこと、男女平等の施策を促進するため父親に焦点を当てた育児休業制度を推進したこと、手当だけでなく社会システムの多くに普遍主義的原理があり福祉だけが特別ではない。対照的に、日本において、子ども手当が短期間で制度変更を余儀なくされたその背景には、普遍主義的原理への理解の欠如がある。スウェーデンと日本との違いについて、人口規模の要素を指摘されるが、文化や慣習は、スウェーデンと同様、日本でも次第に変化するのではないかという見解が、現地の研究者からは示された。ただし、変化の過程において政治的な安定も重要という指摘もあったことに留意したい。

(3) 家計に焦点を当てた研究手法の検討

今回の調査では、家計に焦点を当てた研究の方向性について現地の研究者と意見交換を行った。その結果、モデル家族を用いたシミュレーション分析という手法については、イギリス、スウェーデンとなど海外の現状として、依然として主流の研究方法となっていることが確認できた。

また、有子世帯を中心とした水平的再分配度に加えて、公的扶助ラインとの比較による評価研究への関心が高まっていることが明らかになった。また、子育て支援策の中での住宅問題の重要性を確認した。イギリスでは、住宅手当の改革によって、若年・子育て層が転居を余儀なくされるケースが出ている。家計面から子育て支援策を分析するためには、住宅コストの分析が必要であるが、そのための方法論については依然として試行錯誤の状況が続いている。

さらに、今後の子育て支援策研究は、「貧困研究」の発展とリンクして行われることに

なる。子どもの貧困が社会問題として認知されるようになってきている現在、どの程度の生活水準が保障されなければならないかという点についての議論を避けて通ることはできない。よく知られているように、相対的貧困率のデータは、子どもの貧困のごく一部を説明しているに過ぎない。すなわち、相対的貧困率は、所得格差を示す指標であり、家計で言うと、収入面に焦点を当てるものであり、実際の家計の支出面は直接的には、カウントされない。それゆえ、近年の貧困研究では、他の手法との併用の必要性が指摘されてきた。たとえば、1970年代以来の相対的剥奪概念をベースにした「剥奪指標」や「合意基準アプローチ」は、貧困研究において重要な位置を占める。20世紀初頭のラウントリーによるマーケット・バスケット方式による貧困測定は、その後、リメイクされて、貧困研究に投入されるようになってきている。これらの傾向は、子育て支援策の分析において、家計研究の重要性を再認識させるものである。技術的に課題はあるが、具体的には、現地の食材などの市場価格をリサーチし、それを実際の献立に置き換え、食料品費を算出することで、社会保障給付の価値を測定する方法などの再試行が考えられる。今後、新しい方式での検討も進めていきたい。

<引用文献>

Bradshaw, J. and Finch, N., A Comparison of Child Benefit Packages in 22 countries, Department for Work and Pensions, UK, Research Report No.174 (J. Bradshaw and N. Finch), pp.1-240, 2002

Bradshaw, J, and Tokoro, M., Child Benefit Packages in the United Kingdom and Japan, Social Policy and Society, Vol.13, No1, pp.119-128, 2014

所道彦：「外国研究・国際比較研究」岩田正美，小林良治，中谷陽明，稲葉昭英編『社会福祉研究法：現実世界に迫る 14 レッスン』有斐閣，pp.305-328，2006年

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 4 件)

Bradshaw, J, and Tokoro, M. Child Benefit Packages in the United Kingdom and Japan, Social Policy and Society, (査読有) Vol.13, No1, pp.119-128, 2014

所道彦，「イギリスの社会扶助の水準と政策動向」『貧困研究』(査読無) Vol.10, pp.6-9 2013年

ジョナサン・ブラッドショー，所道彦，「子どもの貧困対策と現金給付 イギリスと日本」『季刊社会保障研究』(査読無)，Vol.48 No.1, pp.62-73, 2012年

Tokoro, M. Recent Policy Changes in the Universal Child Benefit in Japan, Local Economy, (査読無) Vol.27(5-6), pp.651-656, 2012

〔学会発表〕(計 1 件)

所道彦，「イギリス住宅政策と社会保障改革」社会政策学会第127回大会共通論題「居住保障と社会政策」報告、2013年10月13日(大阪経済大学)

〔図書〕(計 1 件)

所道彦 『福祉国家と家族政策』(単著)法律文化社 2012年 総ページ184

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

所 道彦 (TOKORO, Michihiko)
大阪市立大学大学院生活科学研究科・教授

研究者番号：80326272

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：